

健康管理体制の状況等について

平成19年の労働者健康状況調査などによると、健康診断の実施、健康診断の異常所見者に対する医師・歯科医師の意見聴取、長時間労働者に対する面接指導、メンタルヘルス対策等の実施状況、これらの実施に係る産業医の選任等の健康管理体制の整備の状況等の概要は以下のとおりである。

1 健康診断

ア 定期健康診断の実施

定期健康診断の実施率は、平成19年の労働者健康状況調査によると、10人以上の事業所全体で、平成14年の87.1%から平成19年の86.2%への0.9ポイント減少している。この減少は、主に50人未満の事業所における実施率の減少によるものである。(10人～29人の事業所が平成14年の84.1%から平成19年の82.7%へ、30人～49人の事業所が平成14年の93.3%から平成19年の92.6%へと減少している。)

定期健康診断の実施方法は、平成14年の労働者健康状況調査によると、定期健康診断を実施した事業所(10人以上の事業所全体の87.1%)では、事業所内の診療所8.6%、検診車38.9%、事業所外の病院・診療所32.9%、保健所・市町村保健センター5.8%、検診機関13.7%である。

イ 健康診断の異常所見者に対する医師又は歯科医師の意見聴取

定期健康診断等の結果、異常の所見があった労働者のいる事業所(全体の67.6%)のうち、健康管理等について医師又は歯科医師から意見を聴いた事業所(10人以上の事業所全体)の割合は、平成19年の労働者健康状況調査によると、平成14年から2.5ポイント増加したものの27.3%である。

これを規模別に見ると、1000人以上の事業所は77.1%～84.0%であるが、10～49人の事業所では23.0～25.2%、産業医の選任義務のある事業場の規模であっても50～999人の事業所では38.5%～59.8%である。

2 長時間労働者への医師による面接指導制度

ア 制度の認知状況

平成19年の労働者健康状況調査によると、長時間労働者への医師による面接制度を知っている事業所の割合は45.6%、面接制度を知っている労働者の割合は21.7%である。

イ 面接指導等の実施率

長時間労働者への医師による面接指導等を実施した事業所の割合は12.2%である。このうち「時間外・休日労働が1ヶ月当たり100時間を超え、申し出を行った労働者に対して医師による面接指導を実施した」事業所の割合は23.1%である。

ウ 長時間労働者を有する事業場数

月100時間を超える長時間労働を行った労働者がいる事業所の割合は、平成17年労働安全衛生基本調査によると、13.4%である。

エ 長時間労働者数

月100時間を超える長時間労働を行った労働者の割合は、平成17年労働安全衛生基本調査によると、2.8%である。

3 メンタルヘルス対策

ア 取り巻く状況

平成19年の労働者健康状況調査によると、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は58.0%、また、メンタルヘルス上の理由により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業場は7.6%である。

精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にあり、平成19年度は268件と3年前の平成16年度（130件）と比べ倍増している。

警察庁調によると、我が国における自殺者数は平成19年は33,093人、そのうちの27.7%の9,154人が被雇用者・勤め人（会社役員等管理的職業を含む。）である。

このような状況に加え、経済情勢の悪化等の影響により、仕事の質・量、職場の人間関係を始めとした職場環境等の悪化、これに伴う心の健康問題を抱える労働者の増加が正規・非正規問わず危惧されるところであり、特に、自殺者数の増加が憂慮される。

イ 取組み状況等

心の健康対策（メンタルヘルス対策）に取り組んでいる事業所の割合は、労働者健康状況調査によると、平成14年の23.5%から平成19年は33.6%へと増加している。

取り組んでいない理由は、専門スタッフがいない44.3%、取り組み方が分からない42.2%、必要性を感じない28.9%、労働者の関心がない27.7%などである。

取り組んでいる事業所のうち、「メンタルヘルス対策の衛生委員会等での調査審議」を行っている事業所は17.6%、「計画の策定と実施」を行っている事業所は13.8%、「担当者の選任」を行っている事業所は19.4%である。

4 産業医

ア 選任状況

産業医の選任は、労働安全衛生基本調査によると、平成7年の73.6%から平成17年75.4%と微増しており、規模別に見ると、100人以上の事業所は88.6%~99.8%であるのに対して、50人~99人の事業所においては63.7%である。業種別に見ると、製造業は85.5%、卸売・小売業70.5%、飲食店・宿泊業41.4%などである。

イ 職務

産業医が実際に関与した業務は、平成17年の労働安全衛生基本調査によると、健康診断の実施に関すること66.0%、健康診断結果に基づく事後措置、再発防止措置の指導74.2%、健康診断、保健指導等の実施66.9%、衛生委員会への参加27.2%、職場巡視33.8%である。

産業医を選任している事業所のうち、職場巡視の実施率は、製造業は44.6%であるのに対して、卸売・小売業21.0%、衛生委員会への参加は、製造業は28.8%であるのに対して、卸売・小売業18.1%などである。

5 衛生管理者

衛生管理者の選任は、労働安全衛生基本調査によると、平成7年の75.2%から平成17年80.4%へと増加している。

平成17年の状況を規模別に見ると、300人以上の事業所は95.8%~99.8%であるのに対して、50人~99人の事業所は72.0%、100人~299人の事業所は89.7%である。

6 50人未満の事業場における健康管理

産業医を選任していない10人以上の事業場における労働者の健康管理は、平成17年の労働安全衛生基本調査によると、地域産業保健センターの利用1

7. 6%、必要時に医師に依頼 33.2%、実施していない 16.6%、その他 32.7%である。

定期健康診断の実施率、常用労働者の受診率及び有所見率

(単位：%)

区分	事業所	常用労働者	
	実施率	受診率	有所見率
平成19年 (事業所規模)	86.2	81.2	39.6
5000人以上	100.0	93.3	32.9
1000～4999人	100.0	88.6	44.5
300～999人	100.0	84.8	42.4
100～299人	99.7	84.9	43.2
50～99人	98.1	81.8	43.1
30～49人	92.6	78.1	37.6
10～29人	82.7	76.8	34.4
(就業形態)			
一般社員	・	93.4	40.5
契約社員	・	82.1	38.1
パートタイム労働者	・	49.2	35.1
その他	・	38.0	37.1
平成14年	87.1	83.3	38.2

注：実施率、受診率及び有所見率は次のように算出した。

$$\text{実施率} = \frac{\text{定期健康診断を実施した事業所数}}{\text{全事業所数}} \times 100$$

$$\text{受診率} = \frac{\text{受診者数}}{\text{定期健康診断を実施した事業所の常用労働者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

異常の所見があった労働者の有無、定期健康診断等の結果に基づく健康管理のための事後措置の有無及び内容別事業所割合

(単位：%)

区分	定期健康診断、がん検診又は人間ドックのいずれかを実施した事業所割合	事後措置の内容 (複数回答)												異常の所見がなかった労働者の割合
		異常の所見があった労働者の割合	何らかの事後措置を行っている	健康管理等について医師又は歯科医師から意見を聴いた	再検査・精密検査の指示等の保健指導を行った	就業場所の変更や作業転換の措置をとった	労働時間の短縮や時間外労働の制限の措置をとった	作業環境管理・作業管理の改善を実施した	作業環境管理・作業管理の整備・改善を実施した	作業直しのための施設又は設備の整備・改善を実施した	その他の措置を行った	待にも行っていない		
平成19年 (事業所規模)	[86.4]	100.0	78.2	(100.0)	(84.5)	(27.3)	(78.7)	(2.6)	(3.8)	(1.4)	(1.5)	(3.6)	(15.5)	21.8
5000人以上	[100.0]	100.0	100.0	(100.0)	(100.0)	(84.0)	(100.0)	(79.1)	(98.3)	(17.1)	(24.9)	(18.8)	(-)	-
1000～4999人	[100.0]	100.0	98.8	(100.0)	(99.9)	(77.1)	(98.7)	(33.7)	(42.0)	(9.0)	(10.1)	(10.5)	(0.1)	1.2
300～999人	[100.0]	100.0	99.8	(100.0)	(96.4)	(59.8)	(92.2)	(11.6)	(15.7)	(4.6)	(4.4)	(5.1)	(3.6)	0.2
100～299人	[99.8]	100.0	98.2	(100.0)	(94.9)	(49.9)	(90.1)	(6.0)	(8.2)	(3.4)	(3.4)	(3.4)	(5.1)	1.8
50～99人	[98.4]	100.0	93.4	(100.0)	(91.2)	(38.5)	(85.3)	(5.1)	(7.1)	(1.6)	(2.8)	(3.5)	(8.8)	6.6
30～49人	[92.8]	100.0	81.6	(100.0)	(86.5)	(25.2)	(80.7)	(2.7)	(5.3)	(1.5)	(1.8)	(2.8)	(13.5)	18.4
10～29人	[82.9]	100.0	73.6	(100.0)	(81.7)	(23.0)	(75.7)	(1.6)	(2.1)	(1.0)	(0.9)	(3.7)	(18.3)	26.4
平成14年	[87.4]	100.0	79.1	(100.0)	(81.9)	(24.8)	(76.1)	(3.8)	(3.3)	(1.3)	(1.7)	(5.0)	(18.1)	20.9

注：1) []は、全事業所のうち「定期健康診断、がん検診又は人間ドックのいずれかを実施した事業所」の割合である。

2) 平成14年調査で集計していなかったため、今回再集計した。

3) 平成14年調査公表時においては、全事業所に対する割合 (69.1%) を公表した。

4) 平成14年調査公表時においては、全事業所に対する割合 (18.2%) を公表した。

長時間労働者に対する医師による面接指導制度の認知別事業所割合

(単位：%)

区分	事業所計	長時間労働者に対する	
		医師による 面接指導制度を知っている	医師による 面接指導制度を知らない
計 (事業所規模)	100.0	45.6	54.4
5000人以上	100.0	100.0	-
1000～4999人	100.0	98.6	1.4
300～999人	100.0	91.2	8.8
100～299人	100.0	81.1	18.9
50～99人	100.0	65.0	35.0
30～49人	100.0	51.3	48.7
10～29人	100.0	39.6	60.4

長時間労働者など健康への配慮が必要な者に対する面接指導等の実施の有無及び実施内容別事業所割合

(単位：%)

区分	事業所計	実施内容(複数回答)							面接指導等を実施しなかった
		面接指導等を実施した	者え月時に、当間対申た外ししり・等を0日医を0日師行0労働した	対申え月間しし、導出1たり・を師行0日労働した	て要え月間医と師認8をにめ0たり・実よた時4日労働した	者め事樹に業指対基所導し準で等に独を医該自実師当の施こす基しよる準たる労を面働定	の特接他段指必の導要基準に準を応は実しな施ていし適が、た宜、面そ		
計 (事業所規模)	100.0	12.2	(100.0)	(23.1)	(18.3)	(17.0)	(24.0)	(46.5)	87.8
5000人以上	100.0	100.0	(100.0)	(40.7)	(50.2)	(29.9)	(76.3)	-	-
1000～4999人	100.0	86.5	(100.0)	(56.9)	(51.3)	(42.9)	(54.1)	(7.1)	13.5
300～999人	100.0	58.2	(100.0)	(42.3)	(40.6)	(33.1)	(45.2)	(14.4)	41.8
100～299人	100.0	36.8	(100.0)	(33.2)	(34.4)	(25.8)	(27.8)	(32.0)	63.2
50～99人	100.0	21.6	(100.0)	(24.4)	(29.0)	(24.1)	(25.1)	(41.9)	78.4
30～49人	100.0	12.5	(100.0)	(21.6)	(22.0)	(17.4)	(29.1)	(46.2)	87.5
10～29人	100.0	8.9	(100.0)	(18.8)	(8.3)	(11.1)	(19.4)	(54.5)	91.1

注：「面接指導等を実施しなかった」事業所は、面接指導等の要を該当する労働者がいなかった等により、実施しなかった事業所を含む。

心の健康対策（メンタルヘルスクア）の取組の有無及び取組内容別事業所割合

(単位：%)

区分	事業所計	取組内容(複数回答)															心の健康対策に取り組んでいない		
		心の健康対策(メンタルヘルスクア)に取り組んでいる	メンタルヘルスクアについて調査委員会で	メンタルヘルスクアのための計画を策定と実施	メンタルヘルスクアの要員を行う担当者を選任	メンタルヘルスクアの要員への教育研修・情報提供	労働者への教育研修・情報提供	教育研修・情報提供	事業所への教育研修・情報提供	再編及び改善	労働者からの相談対応の体制整備	職場復帰に支える支援プログラム(支援プログラム)の策定をききむ	職場復帰に支える支援プログラム(支援プログラム)の策定をききむ	地域産業保健センターを活用した対策の実施	産業保健推進センターを活用した対策の実施	医師連携を活用した対策の実施		他の対策を併用した対策の実施	その他
平成19年	100.0	33.6	(100.0)	(17.6)	(13.8)	(19.4)	(49.3)	(34.5)	(12.1)	(20.5)	(59.3)	(18.0)	(4.2)	(1.7)	(15.8)	(20.4)	(7.5)	(0.1)	66.4
(事業所規模)																			
5000人以上	100.0	100.0	(100.0)	(58.2)	(85.3)	(74.6)	(100.0)	(100.0)	(80.6)	(42.4)	(93.0)	(100.0)	(1.7)	(17.5)	(55.8)	(62.1)	(7.7)	(-)	-
1000～4999人	100.0	95.5	(100.0)	(49.2)	(59.7)	(59.7)	(80.0)	(82.5)	(63.6)	(36.6)	(91.6)	(72.5)	(6.0)	(5.7)	(33.9)	(46.8)	(3.0)	(-)	4.5
300～999人	100.0	83.0	(100.0)	(35.6)	(24.6)	(36.9)	(58.3)	(61.1)	(36.3)	(20.4)	(75.3)	(46.6)	(6.1)	(8.6)	(21.3)	(29.7)	(4.1)	(-)	17.0
100～299人	100.0	64.1	(100.0)	(32.7)	(16.0)	(27.5)	(49.4)	(44.1)	(20.1)	(19.2)	(65.6)	(30.5)	(2.7)	(2.6)	(19.6)	(22.0)	(3.8)	(0.2)	35.9
50～99人	100.0	45.2	(100.0)	(26.2)	(14.1)	(21.1)	(51.2)	(42.1)	(16.4)	(20.3)	(61.4)	(19.4)	(3.2)	(3.2)	(14.6)	(17.2)	(3.4)	(0.3)	54.8
30～49人	100.0	36.8	(100.0)	(18.2)	(10.6)	(17.0)	(44.4)	(30.0)	(10.8)	(18.7)	(55.8)	(19.1)	(3.4)	(1.7)	(21.2)	(19.4)	(6.2)	(0.3)	63.2
10～29人	100.0	29.2	(100.0)	(13.1)	(13.7)	(17.8)	(49.6)	(31.8)	(9.6)	(21.0)	(58.2)	(14.6)	(4.7)	(1.1)	(14.0)	(20.5)	(9.1)	(-)	70.8
(メンタルヘルスクアの ための専門スタッフ)																			
専門スタッフ有	(100.0)	(28.3)	(23.9)	(31.1)	(52.7)	(40.1)	(18.5)	(19.1)	(69.3)	(25.3)	(5.5)	(2.7)	(22.0)	(26.8)	(4.9)	(0.1)	...
専門スタッフ無	(100.0)	(6.0)	(2.9)	(6.7)	(45.7)	(28.5)	(5.3)	(22.0)	(48.4)	(10.0)	(2.8)	(0.6)	(9.1)	(13.4)	(10.3)	(0.1)	...
平成14年	100.0	23.5	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	76.5

注：取組内容は、平成14年調査と大幅に変わっていることから比較できない。

心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいない理由及び今後の取組予定別事業所割合

(単位：%)

区分	心の健康対策 (メンタルヘルスケア) に取り組んでいない 事業所割合		取り組んでいない理由 (複数回答)							今後の取組予定			
			取り組み方が 分からない	経営が かかる	必要性を 感じない	労働者の 関心が低い	専門スタッフ が少ない	その他	不明	取り組む 予定である	検討中	取り組む 予定はない	不明
平成19年 (事業所規模)	[66.4]	100.0	42.2	12.1	28.9	27.7	44.3	17.5	0.7	4.4	42.8	51.9	0.8
500人以上	[-]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100～499人	[4.5]	100.0	34.5	21.0	6.2	17.6	50.3	23.2	-	32.6	47.6	19.8	-
30～99人	[17.0]	100.0	38.1	16.9	10.6	16.3	50.0	22.9	1.9	9.5	63.3	26.1	1.1
10～29人	[35.9]	100.0	39.9	11.6	17.3	23.9	53.5	17.8	0.5	10.4	54.8	34.5	0.3
50～99人	[54.8]	100.0	38.9	12.5	19.0	31.5	52.9	14.7	1.6	7.7	50.2	40.9	1.2
30～49人	[63.2]	100.0	40.3	17.8	24.3	29.4	48.9	17.3	0.2	4.8	45.8	49.2	0.2
10～29人	[70.8]	100.0	42.9	11.1	31.0	27.3	42.4	17.7	0.8	3.9	41.2	54.0	0.9
平成14年	[76.5]	100.0	39.9	19.9	26.9	30.2	46.1	7.9	-	4.2	36.3	59.5	-

注：[]は、全事業所のうち「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいない事業所」の割合である。

総括安全衛生管理者等の選任等をしている事業所割合

(単位：%)

区分	総括安全 衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	産業医	安全衛生 委員会等
平成17年 計	90.5	80.4	80.4	75.4	76.2
(事業所規模)					
1,000人以上	99.1	90.8	99.8	99.8	99.8
500～999人	91.8	87.2	98.5	99.1	98.3
300～499人	88.4	90.8	95.8	94.9	94.8
100～299人	.	87.5	89.7	88.6	86.8
50～99人	.	74.4	72.0	63.7	66.4
(産業)					
建設業	97.2	93.8	89.5	85.8	95.5
製造業	96.9	88.1	83.2	85.5	82.5
電気・ガス・熱供給・水道業	96.9	99.8	98.8	98.9	100.0
情報通信業	96.7	61.7	70.2	71.7	49.9
運輸業	96.0	86.9	79.7	78.9	75.1
卸売・小売業	83.8	76.3	82.0	70.5	76.6
飲食店・宿泊業	83.6	68.4	81.2	41.4	39.2
サービス業	68.6	60.2	64.3	60.9	62.2
平成12年 計	87.1	73.6	76.6	75.8	74.2

- 注：1) 安全衛生委員会等とは、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会をいう。
 2) 総括安全衛生管理者は、常用労働者300人以上規模の調査事業所を集計したものである。
 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生委員会等は常用労働者50人以上規模の調査事業所を集計したものである。
 3) 情報通信業、飲食店、宿泊業及びサービス業については一部の産業に限って調査している。